

平成30年第3回紀の川市議会定例会 第3日

平成30年 9月 7日（金曜日） 開 議 午前 9時28分
散 会 午前11時19分

◎議事日程（第4号）

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	5番 中 尾 太久也	6番 太 田 加寿也
7番 石 脇 順治	8番 並 松 八重	9番 中 村 まき
10番 大 谷 さつき	11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜之
13番 高 田 英亮	14番 川 原 一泰	15番 森 田 幾久
16番 村 垣 正造	17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明
19番 石 井 仁	20番 杉 原 勲	21番 室 谷 伊則

○欠席議員（1名）

22番 坂 本 康隆

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	今 城 崇 光
総務部長	金 岡 哲 弘	危機管理部長	中 谷 哲 夫
市民部長	尾 上 之 生	福祉部長	橋 本 好 秀
農林商工部長	神 徳 政 幸	建設部長	前 田 泰 宏
会計管理者	浅 野 徳 彦	上下水道部長	上 中 勝 彦
農業委員会事務局長	吉 川 博 造	教育長	貴 志 康 弘
教育部長	山 野 浩 伸		

○議会事務局職員

事務局長	中 野 朋 哉	事務局次長	柏 木 健 司
議事調査課主幹	片 山 享 慈	議事調査課主幹	岩 本 充 晃

（開議 午前 9時28分）

○副議長（室谷伊則君） おはようございます。

22番 坂本康隆議長から、所用のため会議規則第2条第1項による届け出がありましたので報告をいたします。

ただいま申し上げましたとおり、地方自治法第106条第1項の規定により、議長に事故があるときに該当するため、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第3回紀の川市議会定例会3日目の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

日程第1 一般質問

○副議長（室谷伊則君） 初めに5番 中尾太久也君の一般質問を許可いたします。

5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） 皆さん、おはようございます。

ただいま、議長の許可を得ましたので通告に従い質問します。

質問の内容ですが、公共下水道事業の現状における課題・問題点と今後の展望についてです。

この公共下水道事業は、県構想（全県域污水適正処理構想）を上位として、平成13年に県と旧那賀郡6町が一体となって、紀の川中流域下水道（那賀処理区）事業への取り組みを決定し、平成14年度から着手し、下水道計画面積を1,914ヘクタールとし、計画目標年度を平成47年度として取り組んできましたが、平成23年度に全体計画を見直し、計画処理面積を1,527ヘクタールに変更、また平成29年度には計画区域面積を407ヘクタールから309ヘクタールに事業計画が見直されました。

この最新の事業計画をもとに、今後の計画が進められているが縮小した要因はまず財政面であると思われます。

平成19年度から平成22年度までは、10億円から15億円の事業費で進めてきたが、平成23年度より減少し、平成27年度以降では4億円程度の事業費となってきています。また、これからも4億円程度の事業費で実施すると聞いております。

財政状況が悪化する中で、現認可区域の施工期間内での整備が完結できないため、平成30年度完成の予定が5年間延長し、平成34年度となった。公共下水道事業が長期化することで、市民の生活環境にも影響が考えられます。

そこで、現状の課題・問題点や今後の展望について質問いたします。

まず、現状の課題や問題点についてですが、この上位計画である全県域污水適正処理構想は、人口減少などの変化を踏まえて各種污水处理施設の整備を効率的かつ適正に進めるため平成27年度に見直されました。また、本市もこの構想に基づき、人口減少を考慮するなど、地域に応じた整備手法の選択が当然求められます。

本市の公共下水道事業は、平成14年度より平成29年度まで全体計画事業費約492億円のうち112億円を投入し現在に至っておりますが、平成28年度までの接続率は全体で44.5%であり、平成29年度では全体で64%と20%近く向上していますが、この要因は長山特定環境保全公共下水道処理施設を廃止し、流域下水道へ接続したことによる接続率の向上と考えられます。

一般家庭の接続率は、前年の44.5%と考えられることから、整備完成した地域の接続率の向上を図ることは早急に求められるのではないのでしょうか。これによると、29年度の下水道使用料は1億900万円となっております。

ここで45%、平均して長山も入れまして64%となっておりますけれども、確かに事業費として112億円かけております。その中で無駄な投資かと思われるようになります。やっぱり接続率を上げて使用料を収益として考えるならば、もっと接続率を上げていただいて、地域住民に理解を得るべきではないのでしょうか。

また、人口減少や地域の実情に応じた効率的かつ効果的な整備については、流域下水道幹線の近隣区域や公共性の高い施設の周辺区域、避難的住宅等が密集している地域を中心としたところを地区地区で計画し、整備していかなければと考えますが、ただいまの質問について答弁願います。

○副議長（室谷伊則君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上下水道部長 上中勝彦君。

○上下水道部長（上中勝彦君）（登壇） おはようございます。

中尾議員の御質問にお答えをいたします。

現在、進めを行っております事業認可区域については、早期の整備が可能である流域下水道の幹線の近接区域を考慮し、市役所庁舎や公共性の高い施設の周辺地区等、比較的家屋等が密集している区域を集合処理としてコスト的に有利であることから、優先的に認可区域として取得しております。

その区域内では、合併処理浄化槽設置による補助金の対象区域から除外されることから、整備が長期になりますと人口増加対策にも影響を及ぼすことが懸念であります。

また、財政部局との協議の中で、事業費を抑制しなければならない要因として、一般会計から下水道会計への繰出金下水道事業債にかかる元利償還金の増加などに伴い、年々増加しております。この繰出金は、後年度、市の財政を徐々に圧迫することになりかねませんので、将来にわたり財政の健全化と持続可能な財政運営を考慮すれば、平成32年度までの繰出金の増加額が1億円以内でとどめられる範囲内の事業費として、平成27年度

以降の事業費を4億円と設定してございます。

そのような状況の中、現認可区域の工事施工期間内では、公共下水道整備が完結できないため、施工期間を延伸するとともに現予算の継続で従来の5年間で施工可能な範囲として事業認可区域の変更を行いました。

下水道事業の整備状況ですが、先ほども議員がおっしゃられたように補助対象となる事業認可区域面積は309ヘクタールとなっており、平成29年度末現在の進捗状況は整備面積279ヘクタールで、全体計画に対し18%、認可区域に対しては90%の進捗率となっております。

まず当面、現認可区域の完成を目指してまいりたいと考えております。今後、現認可区域の整備完成に伴い、新たに認可区域を取得することになりますが、地域の状況、市民の意向等を考慮しながら区域設定をしていきたいと考えております。

○副議長（室谷伊則君） 5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） 今、現状の課題・問題点ということで聞かせていただきました。すごく事業費がかさむところでございます。今年間4億円ということで、今後の展望についてということですが、全体計画事業費492億円のうち平成29年度まで112億円、残事業費として380億円と多額の事業費がかかるが、下水道計画の完成目標年度はいつと考えますか。

○副議長（室谷伊則君） 上中勝彦君。

○上下水道部長（上中勝彦君）（自席） 当市の計画目標年次の設定につきましては、「下水道施設計画・設計指針と解説」によりまして、基準年次からおおむね20年から30年の範囲で計画策定者が定めることを原則となっております。また、流域関連である紀の川中流流域下水道事業計画との整合性も図り、公共下水道事業全体計画の目標年次では現平成47年度となっておりますが、先ほども議員が言われたように現在の事業費では整備を進めますととても計画年度では完成が困難であると考えておりますので、今後、全体計画についての再検討が必要であると考えております。

以上です。

○副議長（室谷伊則君） 5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） 今の部長の答弁では、事業の長期化が考えられるということで、完成年度が平成47年度ときっちり御答弁していただきましたが、本来的には実現不可能な年度かと感じます。

なぜならば、事業費に対する予算の投入割合、これは紀の川市自体が財政が緊迫していく中で確かにやむを得ないことだと考えます。

そこでこれからの計画ということですが、事業の長期化が考えられるが事業費に見合った有効的な計画についてということです。

これから当分4億円ペースということでお伺いしましたが、今まで全市全域での効率的な汚水処理の推進を行ってきております。合併時において、本市の汚水処理人口普及状況

によると住民基本台帳人口7万224人で、下水道普及率3.4%、これは長山特定環境保全公共下水道処理施設によるものでありました。また、農業集落排水では0.6%、浄化槽による普及率は24.7%で合計28.7%でしたが、これが平成29年度末では下水道で14.8%、農業集落排水で0.7%、浄化槽で48.5%と全体で64%まで向上してきました。

下水道においては3.4%から14.8%、伸び率11.4%。農業集落排水では2つの施設がございますので現状維持ということになっております。また、浄化槽においては24.7%から48.5%と23.8%と倍増しております。この数字を見ますと、事業の長期化なった場合、限られた予算の中での整備であり、整備進捗はゆっくりしたペースになると考えられます。

ここで、有効的な計画が必要ではないでしょうか。

○副議長（室谷伊則君） 上下水道部長 上中勝彦君。

○上下水道部長（上中勝彦君）（自席） 公共下水道事業は長期間を要する事業でございます。定期的に事業の再評価を受けることになっております。直近では平成27年度に再評価を受けましたが、「そのまま継続」という評価であり現計画で進んでおりますが、再評価実施後さらに5年を経過した時点で継続中の事業であるため、次回は平成32年度に再評価を受ける予定となっております。

前々回の平成22年度の再評価においては、「見直しの上、継続」という評価から10年が経過することになりますので、情勢も変化している中、見直しの評価が予想されてます。

その際に、市全域で効率的な污水適正処理施設の推進を行うため、各種污水適正処理施設の有する特性を踏まえ、地域性を考慮し、合併処理浄化槽による個別処理と公共下水道、または農業集落排水といった集合処理に係る建設費及び維持管理費の費用比較を基本としつつ、水質保全効果・汚泥処理方法等の地域性や地域の住民の意向を考慮し、さらに土地利用計画との整合性を図ることにより、下水道計画に新たに加わる区域、また逆に除く区域も発生してくると思われれますが、適性で効率的な事業計画を関係部局、または関係機関と連携を図りながら全体計画に反映していきたいと考えております。

○副議長（室谷伊則君） 5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） ただいま聞きましたけども、いろいろ整合性をとりながらということでございます。この認可区域及び認可区域内における合併処理浄化槽への切りかえに対する考え方です。

当初の計画では、認可区域は406.13ヘクタールであったが、平成29年度の見直しにより309.5ヘクタールとなって96.63ヘクタール減少しました。認可区域の変更により、浄化槽設置整備事業補助金に対して当初は受けられなかったが地域が今後受けられるようになるが、市独自の考えにより変更されました。

補助金対象外件数、これは平成22年度から29年度まで81軒あります。この人たち

は、市の独自の変更によってその計画区域内に入っていた者で、この81軒という対象にならなかった人がございます。この人たちに対して、今度は認可外になったので補助金を出しますって、その間に合併処理浄化槽を設置した場合は自己負担ということになっております。これはどうしても不公平感が出てきております。

だから、今までそういうふうに先走ってしたというか、どうしても家を建てかえる、新築するとなったら合併処理浄化槽は入れてきたと思います。でも補助金の対象にはなりませんよ、それは線引きされた区域内ですよということでありましたけども、今はまたその大方この100ヘクタールほどの人が受けられます。だから、29年度で変更されたときに今までそんなこと全然知りませんでしたとか、もうちょっと待ったら補助金を受けられたんかなっていうふうな不公平感が伝わっておりますので、この取り扱いはどのように考えておりますか。

○副議長（室谷伊則君） 上下水道部長 上中勝彦君。

○上下水道部長（上中勝彦君）（自席） 公共下水道事業の認可区域の変更により、以前は認可区域であったため、浄化槽設置整備事業補助金の交付対象外の場所でもあったのが、今回認可区域でなくなったことにより、補助金の交付対象地となった場合に、認可区域当時に補助金を受けず合併処理浄化槽を設置した市民に対し、本年度から認可区域が変更となりましたが、補助金の交付基準を過去の設置にさかのぼり補助することはしておらず、他の補助制度にも影響を及ぼすことから、設置当時の基準に照らし、今後も遡及した補助は行わないとしているところございます。

○副議長（室谷伊則君） 5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） 今後も遡及して補助は行わないとしているという答弁でしたが、これから市独自の事業計画の変更等により、不利益を受けないように努力しなければと思います。その辺はどう考えますか。

○副議長（室谷伊則君） 上下水道部長 上中勝彦君。

○上下水道部長（上中勝彦君）（自席） 先ほども申しましたように、人口減少等により、地域性や箇所によりまして公共下水道いわゆる集合処理が有利か、また個別処理の合併処理浄化槽が有利かを検討しながら考えていきたいと思っております。

○副議長（室谷伊則君） 5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（質問席） それでは最後ですけども、市民ニーズに応えられていないことで、これからの地域に応じた整備手法の選択や事業計画の周知ということで市長に質問します。

これは、紀の川中流域下水道事業計画として本市及び岩出市の2市で進めてきております。全体計画の目標年次はどちらも平成47年度と設定しており、本市は今まで事業費112億円、これからは4億円という事業費で推移していくわけですが、同じ流域関連で進めている岩出市はこれまでの事業費158億円で、ここ5年間においては本市24億6,000万円、岩出市100億7,000万円となっております。岩出市においては、平成

47年度の完成年度を平成42年度とする「岩出市下水道アクションプラン」を、市民に向けて説明してきております。これにより、同じ紀の川中流域下水道事業計画においては大きくおくれをとってきております。

ここで、本市において下水道事業全体について限られた財源の中で、今までのように5町全体で進めていく事業ではなく、優先順位をつけ重点地区を決めて進めていく必要があるのではないかと考えます。また、本市においては合併処理浄化槽の普及も効率であるため、下水道の接続率も低いと思われます。これらのことから、下水事業でやっていく地域と合併処理浄化槽でやっていく地域を考えながらやる必要があるのではないかと思います。

この計画を立てることにより、地域地域の実情進捗率が次はこの5年間でどの地区に来る、あるいはその次の5年間ぐらいはどの地域において進めていく、そうしたら市民の皆様が今まで下水道をやっているけども、うちの地域にはいつ来てくれるんだろうかというようなことがあります。市民の皆さんが隣接する地域まで来ているのに、うちの地域はまだ来ないのか、また流域下水道幹線の近くなのに早く下水がつかないのかといったこともよく聞かれます。事業計画の内容を精査し、この地域を重点的に、そしてその後この地域をというふうに地域を限定しながら、市民の皆様に理解してもらって事業を進めていかなければと思いますが、市長の目指す方向についてお聞かせください。

○副議長（室谷伊則君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中尾議員の、今後の下水道事業に対しての取り組みの考え方という質問にお答えをしたいと思います。

旧5町、岩出を含む那賀6町が流域下水を取り組んでいこうということで、平成10年ごろに計画を立て、いろいろと進めていく中で設立されたわけであります。

そんな中で、我が紀の川市は5町を合併し、紀の川市として岩出市とともにこの流域下水をやっていくということの中で、私は合併当初も申し上げたんですが、このまま旧5町の区域の全部を合わすと気の遠くなるほど広い面積が計画をされておったと。これを全部やっていくには50年、60年、100年かかるのではないかとそう思う中で、こんな長い年数かける政策は事業の一環としてなかなか進めるものではないと、1年でも早く市民ニーズに応えるべく頑張らなければならないということの中で、合併処理浄化槽または農業集落排水、そして岩出と一緒にやる流域下水と3本立てで進めをしていくことが当然ではなかろうかということの中で、先ほどから中尾議員もいろいろ合併処理浄化槽の認可の問題等々の話もございました。

また、流域の下水の仕事が完了してるのに加入率が60%ぐらいだということの中で、本当にその下水を市民の皆さん方が待ち望んでおるのかどうか、それもまず仕事にかかる前には下水道事業をあんたとこの地区をやらせてもらいますよ」と、「加入していただけますか」というアンケートなり調査をして進めていく中であっても、その60%台だということの中で、市民の皆さん方にはやっぱり快適で住みよい地域づくりのためには流域下水または合併処理浄化槽、農業集落排水等、下水事業に対しての取り組みと一緒に

進んで参加してもらえるようなPRもしていかなきゃならんわけで、これらをいろいろ含めた中で、見直しと1年でも早く市民が快適な生活ができるその状況をつくるためには、いろいろと方法を考えてやっていかなきゃならんと思うっております。

中尾議員も言われたいろいろな問題、これは課題がたくさんございますけれども、今後一緒になって進めていけたらと思うっておりますので、御理解よろしくお願い申し上げたいとこのように思います。

○副議長（室谷伊則君） 以上で、中尾太久也君の一般質問を終わります。

○副議長（室谷伊則君） 次に、8番 並松八重君の一般質問を許可します。

8番 並松八重君。

まず、激甚災害から市民の命を守るための防災・減災対策についての質問を許可いたします。

○8番（並松八重君）（質問席） 8番 並松です。おはようございます。

ただいま、議長の許可を得ましたので通告に従い、激甚災害から市民の命を守るための防災・減災対策について分割質問方式で質問いたします。

以前にも本市の防災・減災対策について種々触れておりますが、今回、過去に例を見ない西日本豪雨災害を教訓に、本市の防災・減災対策を見直し強化していく必要があると考え、さらなる防災・減災対策の観点からお伺いします。

平成に入り最悪の豪雨災害となった西日本豪雨は、土砂崩れや河川の氾濫、ため池の決壊が広範囲に及び、死者は200人以上を超えました。豪雨による災害は、2011年の紀伊半島豪雨から全国各地で毎年のように起きております。

2014年8月、今回の被災地でもある広島県で発生した豪雨災害は記憶に新しいと思います。当時も教訓として、どの地域でも同様の災害が起こり得ると言われていました。2015年の関東・東北豪雨、昨年の九州北部豪雨など、相次ぐ豪雨災害は甚大な被害をもたらし、激甚化の様相を呈しています。

本市においても温暖化によって気候が変われば、今までの知識や経験を超えるような現象が起こり得ると考えなければなりません。市民の命を守るためには、起こる可能性のある最大の被害を想定し、災害関連死も含め1人も犠牲者を出さないという決意のもとで防災・減災対策を強化していくべきだと考えます。

そこで、今後の具体的な取り組みも含め3点お聞きしたいと思います。

まず1点目として、ハザードマップを活用した災害からの早期避難に直結する新たな避難訓練をそれぞれの地域で推進し、実施してはどうかということです。以前、同僚議員からも学校校区で避難訓練をしてはどうかという提案がありましたが、現実には至っておりません。

西日本豪雨から学ぶことは、行政がハザードマップの活用と浸水危険地域にある水害への危機感を住民に徹底できていなかったことが早期避難につながらず、多くの犠牲者を出

してしまった要因の一つでもあると思います。

本市のハザードマップは全戸配布され、インターネットに掲載され周知を図られておりますが、一度でも目を通し自宅周辺の危険度・状況を確認されている住民はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

災害時の避難場所・避難経路などを地域の住民が理解できていなければ、被害は拡大します。緊急時に何を持ちどこに避難するかなど、ハザードマップを確認しながら実際に自主防災組織を中心として、地域の特性に応じたきめ細やかな訓練をすることで、被害が出そうな状況になったとき避難勧告などが出される前でも住民同士声をかけ合い、安全な場所に避難できると思います。そして自助・共助の体制ができ、一人一人が災害への備えを万全にすることにつながります。本市が実施している総合防災訓練だけでなく、地域ごとの訓練を実施していくべきだと考えます。

次、2点目として被災時の初期段階及び避難所において、水・食糧を確保するための本市の災害支援協定の現状はどうなっているのかということです。

大規模災害においては、電気・水道などのライフラインがとまり、自宅で生活ができず、二次災害を防ぐためにも避難所生活を余儀なくされます。季節や時間にもよりますが、避難された方々が最も必要とされるのは、まず水・食糧とトイレです。既に本市では、災害支援協定を8社と締結し、水・食糧などの提供があり、備蓄品を合わすと十分な量を避難所に配分されると理解しますが、避難所生活が長引くことになれば避難されている方々のニーズに合わせた新たな物資の供給が必要になります。現状の災害支援協定で、激甚災害に対応した災害時の物資の供給ができるとお考えでしょうか。

3点目として、本市の危険ため池の安全対策における改修費用の見直しについてになります。昨日の船木議員の質問と重複するところもあるかと思いますが、少し角度を変えてお聞きしたいと思います。

本市では777カ所に点在しているため池のうち、131カ所の危険ため池の安全対策を順次実施しながら、ハザードマップも作成されております。

西日本豪雨では、避難指示の出ていないため池が決壊し女児が犠牲になり、雨がやんだ後も周辺住民への避難指示が相次ぎました。改めて、全国的にため池の管理に苦慮していることを思い知らされました。

ため池は地域の農家で作る水利組合などが管理しておりますが、本市においても高齢化や担い手不足で日ごろの安全点検や監視が不十分な場所がふえております。さらに、農村地域の都市化・混在化に伴い、管理者が明確でなく受益者が少ないため池もふえています。

ため池を改修するには国・県の補助事業、市の単独事業を使うことにはなりますが、地元負担が少なからず発生します。受益者が少ない場所では、改修に踏み切れず改修が進んでいない状況です。ため池周辺の住民の方は、大雨が降るたびに不安を抱え生活されております。実際、御相談もいただいております。

今後、甚大な被害も想定されることから、厳しい財政状況だと理解しておりますが、住民の安全・安心を第一に考えていただき、現状の改修費の地元負担率をさらに軽減されて早急にため池改修を進めていくべきだと考えます。

以上、3点について答弁を求めます。

○副議長（室谷伊則君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（登壇） おはようございます。

議員御質問の大規模災害から市民の命を守るための防災・減災対策につきまして、危機管理部所管の御質問にお答えさせていただきます。

議員より御指摘いただきましたように、近年の温暖化に伴う想定を超えた異常気象により、全国各地で大震災や豪雨災害が発生し、河川の氾濫や大規模な土砂崩壊に伴う甚大な被害によりとうとい命が失われるとともに、家屋等に大規模な損傷が発生している状況でございます。

そこで、1点目のハザードマップを活用して、安全かつ迅速に災害対応や避難ができるように地域ごとの避難訓練を実施してはどうかにつきましての御質問でございますが、まず市の現在行っております防災総合訓練等の状況でございますが、市民の皆様方や各種団体の方々が参加されまして、去年は1,300名の市民の方々、各種団体の方が参加されてございます。総合防災訓練や地域の自主防災組織等の活動により、災害発生時の初動対応や避難所運営等の訓練及び研修会を開催してございます。

まずは、災害発生時には自分の命を守る対策として、地域の自主防災組織の体制強化に努めてまいりたいと考えてございます。

また本年度、平成30年度において既存ハザードマップの更新を行いまして、最大規模の浸水想定区域や災害への対応等を反映したハザードマップを作成する予定でございます。このハザードマップを活用して、さらに市民の皆様方とともに地域の危険箇所や災害発生時の初動行動や対応等を含め、防災意識の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

また、今後も防災・減災のかなめとなる地域の自主防災組織や地域の消防団の体制強化をさらに目指すとともに、ハザードマップを活用して地域に密着した災害対応や訓練の実施等を踏まえまして、関係各位の皆様方と協議してまいりたいと考えますので御理解のほどお願い申し上げます。

次に、避難所での食糧等の確保についての対応と備蓄食糧の保存状況、または食糧の確保に向けての支援協定の現状はどうかにつきましては、現在、市内全域に食糧等の備蓄物資を保存している倉庫が19カ所と、毛布や簡易トイレの資機材等を保存する防災倉庫35カ所を市内各所に配備してございます。

災害時の食糧や物資の維持管理に努めているところでございますが、被害の現状や避難所での対応により、食糧等がさらに必要な場合は災害協定を締結している大型店舗等と災害救援物資調達の協定に基づきまして、必要に応じ円滑な食糧等の要請と確保に努めてま

いりたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（室谷伊則君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） 並松議員の、質問の危険ため池の安全対策における改修費用の見直しについての御質問に答弁させていただきます。

ため池の管理については、農業従事者の減少や高齢化、宅地開発等で受益者の少ないため池もふえる中、改修するとなると大きな事業費が発生します。

ため池の改修する地元負担割合は、受益面積5ヘクタール以上で、貯水量1,000トン以上のため池の改修については県営ため池等整備事業において実施し、地元負担率を5%で改修しております。また、その他のため池改修につきましても全面的な改修を実施する場合については、団体営ため池等整備事業において実施し、地元負担率を5%まで削減しております。部分的な改修につきましても、農業基盤整備促進事業や小規模土地改良事業において国・県の補助事業を活用し、地元負担率を20%で実施しているところでございます。

ため池改修事業は防災という公共性もありますが、あくまでも農業用施設であることから、最低限の受益者負担をいただくことで地域の財産として末永く大切に管理をしていただけるものと考えております。また、地元ため池管理者に改修の必要性などを理解してもらうために御相談を申し上げるとともに、改修内容を説明して極力地元負担が大きくなりません国・県補助事業への事業採択などの取り組みを鋭意行っているところでございます。

今後も、ため池安全対策や農業用施設全体における改修費用等についての調査・研究を検討してまいります。

以上です。

○副議長（室谷伊則君） 再質問はありませんか。

8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） ただいま、危機管理部長より答弁をいただきましたが、本市においても西日本豪雨災害の要因を検証し、その教訓を次の災害から命を守る備えと行動につなげなければなりません。現在の総合防災訓練や研修だけで、自主防災組織の活性化と住民主体の避難行動に結びつかないのではないのでしょうか。

自主防災組織などの訓練により、避難訓練や避難所運営等の訓練を開催しているとのことですが、更新されるハザードマップ活用のかなめとなり得るのは自主防災組織です。本市の全ての自主防災組織の活動状況を把握され、活性化に向けた対応はできているのでしょうか。

次に、食糧などの備蓄物資は市内の倉庫に保存されておりますが、備蓄物資の配分がある指定避難所に行けなくて地域の集会所に避難せざるを得ない場合もあることから、一時避難所として集会所に最低限の水・食糧を備蓄することは可能であるかということをお聞きしたいと思います。

先日の台風20号では大雨洪水警報が発令され、浸水地域にある指定避難所に行けなくて集会所に避難された方もいらっしゃいました。また、必要に応じて現状の災害支援協定の中で円滑に食糧などの確保に努められるとお答えいただきましたが、避難所生活が長引いたときの対応として、大手飲料メーカーが災害支援型自動販売機設置に向け自治体との協定を進めております。また、水と湯が出る災害対応型カップ自販機の支援協定も出てきております。どちらも無償で避難所などで提供され、避難された方々に大変好評をいただいたようです。自販機なのでスタッフの手がかかりません。支援物資の仕分けも要りません。本来の支援活動ができてよりよい避難所運営につながっております。

本市においても災害関連死を防ぐ意味からも、避難されている方々へのワンランク上の支援として、災害支援型自動販売機などの支援協定締結に向け検討されてはどうかと考えます。

以上、3点について再度お答えください。

○副議長（室谷伊則君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（自席） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、地域の自主防災組織の活動状況等につきましては、現在131組織が地域の自主防災組織として設立されてございます。このうち、年間約60組織で訓練や研修会が開催されてございます。しかしながら、活動状況が著しくないと思われる組織もあることから、該当の組織にはその都度御連絡させていただきまして、活動の状況の確認や訓練等の推進をお願いしているところでございます。

次に避難所の状況ですが、災害の現状や地震、水害等の災害の種別、現状によりまして避難所の開設が異なることがあり、避難される皆様方には御不便をおかけする場合があります。と思われますが、市といたしましては市民の皆様方が災害から安全に避難されると同時に、その後、避難生活の安全性の確保や被害現状を最小限に抑えることができるような避難所であることが重要と考えまして、避難所を災害種別ごとに指定させていただいてございます。しかしながら、避難所が遠いことや避難が困難な方々には近隣の施設等を御利用されることにより円滑な避難ができるとも考えられますので、そのような場合はまず御自身の安全対策と該当施設の現状を確認後に、地域の集会所等を一時避難所として御活躍いただければと考えてございます。

なお、地域の集会所等への避難につきましては、事前に区長様を初め、関係者の方々と協議をさせていただきまして、備蓄食糧等につきましても必要に応じて対応させていただきますので、保存管理につきましては各集会所でお願いしたいと考えてございます。

3点目の自動販売機の開放や設置につきましては、大規模災害発生時に災害協定を締結している大型店舗等よりの協力支援に向けて、自動販売機の設置や災害情報の掲示についても協議を行うとともに、災害に対応できる新たな自動販売機につきましても必要に応じて支援可能な大型店舗等の調査を行いまして、可能な範囲で対応してまいりたいと考えて

ございますので御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（室谷伊則君） 再々質問はありませんか。

〔並松議員「ありません」という〕

○副議長（室谷伊則君） 以上で、項目第1を終わります。

次に、学校の心肺蘇生教育の普及推進と危機管理体制の整備についての質問を許可いたします。

8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 学校での心肺蘇生教育の普及推進と危機管理体制の整備について、一問一答方式で質問いたします。

突然の心停止から救い得る命を救うためには、心肺蘇生AEDの知識と技能を体系的に普及する必要がある、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものです。

我が国では、平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されております。しかし、いまだなお毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっているのと同時に、学校でも毎年100名近くの児童生徒の心停止が発生しております。その中には、平成23年9月さいたま市で小学校6年生の女子児童のように、AEDが活用されず救命されなかった事例も複数報告されています。

そのような中、学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、平成29年3月に公示された中学校進学学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって傷害の悪化を防止することができること、また心肺蘇生法などを行うことを表記されていて、解説では胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されております。

しかし、全国における教育現場での現状を見ると、全児童生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は平成27年度実績で小学校4.1%、中学校で28%、高等学校でも27.1%と非常に低い状況にあります。

そこで、本市においても児童生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童生徒の命を守るための安全な学校環境をつくることは近々の課題を考え質問いたします。

まず1点目として、学校におけるAEDの設置状況と危機管理体制はできているのかということです。

日本循環器学会の提言に、どのようにAEDを設置するかという項目があります。AEDの配置に当たっては、使われる可能性の高い場所からのアクセスを意識する必要があるということです。各学校では、適切な配置、危機管理体制はできているのでしょうか。

次、2点目として小・中学校児童生徒への心肺蘇生教育の現状と教職員へのAED講習

の実施状況はどうかということです。

日本循環器学会の提言の中で、児童生徒への救命法教育という項目があり、小学校、中学校それぞれにおいて、義務教育の一環として救命法の指導と訓練を行うことが望ましいと書かれております。そして実際、授業中、学校内での救命措置は教職員に託されることになり、教職員へのAED講習はとても重要だと考えます。

以上、2点について1回目の質問といたします。

○副議長（室谷伊則君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） ただいまの並松議員の御質問にお答えさせていただきますと思います。

AEDにつきましては、市内全ての小・中学校に設置しており、主に教頭や養護教諭が管理責任者となって、いざというときにすぐに取り出せるよう職員室や保健室に近い廊下、玄関ホール等に設置している状況です。

小学校児童への心肺蘇生教育につきましては、特に学習指導要領には実施義務について明記されていない状況ですが、本市においては4小学校で高学年の児童を対象に、消防署職員や学校医の協力のもと、AED使用方法を含めた救急救命に係る講習を実施しております。

一方、中学校生徒への心肺蘇生教育につきましては、学習指導要領に明記されていることから、全校において授業で実施しており、またAEDの使用方法についてもほとんどの中学校で実施しております。

それから教職員へのAED講習の実施状況につきましては、全ての小学校で毎年プールの授業が始まる前に、消防署職員から全教職員を対象に、中には保護者も対象にして使用方法や救命救急についての講習会を行っております。

また、中学校でもほとんどの学校で消防署職員からの使用方法等についての講習会を受けている状況でございます。

○副議長（室谷伊則君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 再度、お尋ねします。

全ての中学校はAEDの心肺蘇生教育をされてるということですが、市内4小学校でもされてるということですが、ほかの小学校での教育実施の計画はあるのでしょうか。

○副議長（室谷伊則君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 現時点においては、4小学校以外では心肺蘇生教育について実施するという計画はございません。

○副議長（室谷伊則君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） それは、学校の中の決め事でそうなってるのでしょうか。それか、教育委員会のほうで指導はしない、自由にということで理解してよろしいのでしょうか。

○副議長（室谷伊則君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 小学校については、学習指導要領に義務としてうたわれておりませんので、特に教育委員会から義務的に実施するようという指示は出しておりません。学校の判断でやるところがあるという状況でございます。

○副議長（室谷伊則君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） AEDの設置場所を御答弁いただきましたが、学校によって場所がばらばらというかそういう形になってるんですが、その設置場所については学校内で協議・検討された結果、その場所になってるのでしょうか。

○副議長（室谷伊則君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 設置場所については、学校内で最も適している場所を選定して設置していると聞いております。

以上です。

○副議長（室谷伊則君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 小・中学校での心停止発生場所はグラウンドが53%、プールで19%、体育館で13%、グラウンドやプール、体育館、運動をしている関係のところで約84%になっております。また部活動など、休日や夜間の活動中の心停止に対応できる配慮も求められております。この点を踏まえて、今現状の設置場所でもいいのかどうかお聞かせください。

○副議長（室谷伊則君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 現状は、玄関とかに設置してるところが多うございます。当然、休みの日とかは鍵をかけることになります。ですが、外部といいますか外に誰でもどこでも外部の人が使えるところにあればいいというときは一番便利なんです、やはり高額な備品でございます。いたずらや盗難から守る必要もございますので、今は一番最適な場所は、玄関付近のわかりやすいところという認識で設置してるところでございます。

○副議長（室谷伊則君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 先ほどお聞きした設置場所で、全ての学校は玄関というわけではないんですよね。職員室、保健室という場合もあるかと思うんですが、その設置場所について、外部の方が使われる場合もある場合そのAEDがどこにあるかということがすぐにわかるようにはなってるのでしょうか。

○副議長（室谷伊則君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） できるだけ玄関、職員室付近ということで、さらにここにAEDがありますという案内表示板も設けております。

以上です。

○副議長（室谷伊則君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 今案内板とおっしゃいましたが、その案内板は規定の

AEDというマークの入った案内板1枚だけでしょうか。

○副議長（室谷伊則君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） ちょっと今確かな情報はないんですが、恐らくおっしゃっている規定の表示だと思います。

○副議長（室谷伊則君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 外部から入ってきた方が、その1枚のAEDの案内板だけで、その案内板がわかりにくいところがあればということもありますので、外からわかりやすい、その1枚の案内板だけじゃなくて指示できる、掲示できる案内板も考えていけばと思います。

そして次なんですけど、今設置場所がいろいろありまして、一番いいところは事故発生時にすぐに使えるということが原則だと考えます。ですから、事故発生時のそういう運動する場所に近いところ、運動場に近いところ、体育館に近いところということで再度検討して設置場所を決めるということではできないのでしょうか。

○副議長（室谷伊則君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 設置場所については、最善の場所ということのを常に念頭に置いて考えることができると思いますんで、学校によっては校舎とグラウンドが離れてるところもございます。その場合はやはり1つでは苦しいということもあって、何とか2つ設置ということも今検討しておりますので、できるだけすぐに利便性の高い使用ができる最善の場所を引き続き検討してまいりたいと思いますので、御理解よろしく願います。

○副議長（室谷伊則君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 最後に教育長にお聞きします。

今お聞きして、中学校では全校に配置され、小学校でもAEDを全校に配置されております。中学校でも心肺蘇生教育を全校で実施する。小学校は4校で実施されてるということですが、小学校においてもAEDが設置されております。小学校の児童にとっては、これはどういうものなのかなという知識も必要だと思いますので、実際AEDを使った研修じゃなくてもDVDを見てこんなときにはこのAEDを使うんだよ、大事にしないではいけないよというような教育も必要だと思います。

この紀の川市内で、今までそういう事故がなかったということは本当に守られてると思うんですが、以降何があるかもわかりませんので、この紀の川市内の小学校、中学校においては心停止で悲惨な事故が起こらないような取り組みとして、教育長としてどのようにお考えでしょうか。

○副議長（室谷伊則君） 教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） 並松議員の質問にお答えいたします。

今回の一般質問を受けて、改めて大勢のかけがえない命を預かっているという責任を重く感じております。また、同時に救急救命については子どもたちにも教育をしていくこ

との重要性を再認識しているところであります。

あつては欲しくないんですが、子どもたちが学校生活を送る中で何が起こるかわからず、一刻一秒を争う事態に遭遇するかもしれないという危機管理意識を強く持って、また子どもたちにも知識と行動力が養われるような学校運営、学校教育を進めてまいりたいと思いますので、御支援、御協力のほどどうかよろしくお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

○副議長（室谷伊則君） よろしいですか。

〔並松議員「終わります」という〕

○副議長（室谷伊則君） 以上で、並松八重君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。再開は午前11時といたします。

（休憩 午前10時38分）

（再開 午前10時58分）

○副議長（室谷伊則君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○副議長（室谷伊則君） 次に、10番 大谷さつき君の一般質問を許可いたします。

10番 大谷さつき君。

まず、ひとり親家庭への支援制度と周知の方法についての質問を許可いたします。

○10番（大谷さつき君）（質問席） ただいま副議長の許可をいただきましたので、通告順に従い一問一答方式で一般質問を行います。

初めに、ひとり親家庭への支援制度と周知の方法について質問いたします。

ひとり親家庭として家庭を築いていくことになったとき、これまでの生活が大きく変わり、経済的なことや子育てのこと、また仕事のことなどさまざまな問題に直面したときは不安でいっぱいだと思います。何をすればいいのか、ひとり親の制度はとても幅広く、どんな制度があるのかわかりにくいという声があります。

1点目として、児童扶養手当について質問いたします。

この制度は、離婚によるひとり親家庭など、父や母と生計を同じくしていない児童を育てる世帯の生活の安定と自立促進を目的に支給される手当です。さまざまな家庭の状況に応じて、手当てを受ける対象者も金額も違ってきます。

そこでお伺いします。現在、児童扶養手当を支給されている母子家庭・父子家庭・養育者の世帯の推移は昨年に比べてどのように変化されているかお伺いします。

○副議長（室谷伊則君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（登壇） 大谷議員の御質問にお答えします。

平成30年3月末、児童扶養手当を支給されている母子家庭は517世帯、父子家庭は

34世帯、養育者1世帯で、29年3月末では母子家庭553世帯、父子家庭42世帯、養育者はゼロとなっており、合計世帯数で43世帯減少しています。

以上です。

○副議長（室谷伊則君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） ただいま、部長から答弁をいただきましたが、児童扶養手当の対象者は昨年に比べて43世帯減少していますが、この主な原因としてどうということが考えられますか。年に一度、現況届を提出することになっていますが、現況届の取り扱いについては具体的にどのように行われていますか。

○副議長（室谷伊則君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 児童扶養手当対象者原因の主な要因としてまず考えられるのは、18歳以下児童の減少です。26年度からの3年間で803名減少しております。児童扶養手当を支給されている世帯数も、同じくこの3年間で60世帯減少しております。

次に、児童扶養手当の現況届の受付時の対応ですが、現況届は引き続き児童扶養手当を受給するための受給資格と支給区分の再認定を行う届けであります。毎年7月中に受給資格者全員に郵送にて送付しております。そして、8月1日から8月31日の間に本庁こども課または各支所で受け付け、手続を行っております。新規の届けや転入・転出などの移動があれば市民課、国保年金課と連携をとり、手続に漏れのないようにしております。

以上です。

○副議長（室谷伊則君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） また、この43世帯減少があった世帯への現況届の状況を確認した段階で、それぞれの家庭の状況はきちんと把握をしているのでしょうか。

例えば、前回との家庭環境の違いや生活状況の悪化など、その上での総合的な支援体制や情報提供はどのように行われていますか。

○副議長（室谷伊則君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 現況届の受け付け、手続の際に受給者本人に生活状況に変化がないか、そういったことの確認を行っております。あわせて、受給者の経済的支援や就労支援など、また子どもさんの年齢に応じ保育所や学童保育の利用など、こういったさまざまなサービスの案内を行っております。

以上です。

○副議長（室谷伊則君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） 法改正により、児童扶養手当制度がこの8月から全額支給を受ける所得制限限度額が引き上げられました。所得に応じて金額は異なりますが、全額支給は第1子で月42,500円、第2子で月1万400円、第3子以降で月6,020円となっています。また、支給方法も見直され、現状は毎月4カ月分がまとめて支給される年3回払いでしたが、2019年、来年11月からは2カ月分ずつ支給され、年

6回に細分化されます。

対象者は、必ず対面式で聞き取りを行われていますが、市役所の時間外や土日の対応、また期限までに提出できない家庭への対応は現在どのようにされていますか。

○副議長（室谷伊則君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 時間外や土日の閉庁時には、戸籍などの証明発行ができません。添付書類が整わない場合もありますが、届けについては個別に柔軟な対応をしています。また、届けは原則受給者本人が手続を行うこととなっておりますが、受給者本人が入院など療養中の場合は、代理人による手続を可能としています。期限までに提出できていない家庭には、提出を促すよう文書にて再度通知を行っております。それでも提出されない場合は、一時支給停止措置を行いますが出され次第支給を開始します。そのような方法で対応させていただいております。

以上です。

○副議長（室谷伊則君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） 次に、ひとり親家庭への周知形態について伺います。

まず初めに、現在和歌山県版の「ひとり親家庭のしおり」というのが小冊子で対象者に対する周知をしていただいているところであると思いますが、さらに対象者に対してきめ細やかな紀の川市版のわかりやすい具体的な内容のしおりを作成してはどうでしょうか。

ひとり親になったときは不安でいっぱいです。行政のさまざまな支援を受けたいがどこに相談したらいいかわからないようです。一つにまとめたものがあれば便利です。申請しない限り助成されない制度もあります。本市の支援をもれなく受けていただくよう、サービス内容が一目でわかり、目的別に記載されたひとり親家庭を温かく包み込むようなしおりを作成してはどうかと考えます。また、このようなしおりの作成とあわせ、ひとり親家庭へのいろいろな意見を聞くためアンケートの実施をしてはどうでしょうか。

○副議長（室谷伊則君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） ひとり親家庭の皆さんに利用いただける子育てや、経済的な安定を支援する制度などを紹介するため、県が発行しております「ひとり親家庭のしおり」は、議員がおっしゃるとおり対象者には複雑でわかりにくい部分もあるかと思いますが、制度上、省略して掲載できるものではなく、できるだけ詳しい内容を明記しています。そのことで自身が対象者であるのか、どれくらいの支援が受けられるのかを確認できていると認識しています。また、しおりの末尾には詳しい内容の問い合わせ先を案内しています。

議員御提案の紀の川市版「ひとり親家庭のしおり」ですが、他の自治体には独自にパンフレットを作成し、チェックシートまたはフロー図等で対象となる支援を確認するなど工夫しているところもあります。本市においても、制度・サービスについて市民にわかりやすくお伝えするため、内容等を検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

次にアンケートの実施についてですが、母子家庭等の家庭生活及び職業生活の動向等の調査を目的に、和歌山県ひとり親家庭等実態調査を和歌山県が5年に一度実施しており、その内容は世帯の状況、住居、仕事、子どもの状況、福祉関係の公的制度の利用状況、困っていること、相談相手等で平成30年度は紀の川市で約250名を対象となっております。

紀の川市の児童扶養手当対象者にいろんな意見を聞く機会としては、届けの受け付け、提出時に必ず個別面談を実施し、生活状況や困っていることなどの確認を行っています。

以上です。

○副議長（室谷伊則君） よろしいですか。

〔大谷議員「ありません」という〕

○副議長（室谷伊則君） 以上で、項目第1を終わります。

○副議長（室谷伊則君） 次に、住宅火災機器購入の補助についての質問を許可いたします。

10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） 次に、住宅用消火器購入時の補助について、分割質問方式で質問いたします。

特に、住宅火災は消防隊が到着するまでのわずかな間にも延焼は拡大します。火災の延焼拡大を防ぐための初期消火は、住宅用消火器が最も有効とされています。

本市の重点施策の一つとして進められている防災・減災の観点からも、女性や年配の方でも使いやすい小型で軽量の消火器を一家に一台の設置は、自助・共助・公助も推進する上でとても重要です。

まだ記憶に新しい新潟県糸魚川市で、2016年12月12日、屋前に発生し鎮火までに約30時間かかりました。火災の原因は大型こんろの消し忘れによって火災が発生し、折り柄の強い南風によって北の日本海沿岸まで延焼しました。

このように火災は多発的に出火する、地震や津波の二次災害、阪神・淡路大震災や東日本大震災、このように伴って発生した火災を除くと単一出火の延焼による火災の規模としては大規模な火災でした。このような火災現状を踏まえ、1人でも多くの市民が自助の初期消火ができる態勢をとることで火災を未然に防ぐことができ、大切な市民の財産・生命を守ることができます。

このようなことから、本市において住宅用消火器を各家庭に1台は設置していただくような取り組みが必要だと考えます。その推進の一つとして、住宅用消火器購入時に補助をしてはどうかと考えますが、担当部長の答弁を求めます。1回目の質問といたします。

○副議長（室谷伊則君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（登壇） 議員御質問の住宅用消火器の必要性、または購

入時の補助につきましてお答えさせていただきます。

住宅等での初期消火は重要であると認識しておりまして、以前より地域の自主防災組織や消防団等で消火器等を使用して、実践的な初期消火等の訓練を行っているところでございます。また、議員御指摘のように家屋火災の延焼拡大を防ぐためには、自宅に設置されています初期消火での消化対策が有効であると考えられます。

このような状況から、消火器の設置につきましては各自宅での防災対策の一環として、御自宅を含む大切な家族や家財を守るために必要であると考えます。消火器の購入に際して、一部の市で補助されていると聞いておりますが、まずは自助の取り組みといたしまして各御家庭での対応をお願いしたいと考えてございますので、御理解のほどお願い申し上げます。

○副議長（室谷伊則君） 再質問はありませんか。

10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） 再質問いたします。

まず、本市の世帯において家庭用の消火器の設置率などの調査をされたことがあるのでしょうか。また、一般の住宅火災の初期消火において消火器を使った消火作業の重要性については、ただいま部長の答弁の中でも延焼拡大を防ぐためには消火器の活用が何よりも有効であると考えていますとの答弁がありましたが、より消火器による初期消火と消火器設置の重要性を理解していただくために、市民が少しでも購入が容易な体制づくりが大事なのではないのでしょうか。そのためには購入補助制度などを取り入れ、一家に一台の設置を促し、初期消火の重要性をぜひ推進すべきだと考えます。

自助として大切な家屋・財産、また人命をみずから守ることは当然のことであります。しかしながら、市民の中にはまだまだ防災・減災に対する意識が低い方もおられます。市内の全世帯が家庭用消火器の設置と自助の防災・減災に対する意識を高めいただく推進と、購入しやすい体制として毎年補助件数を決め、消火器の購入とあわせ、自助の防災・減災の意欲を高めてはどうでしょうか。ぜひ、さらなる初期消火の重要性と防災・減災の意識を高めるための新たな取り組みとして、補助制度の創設を提案します。

以上、ただいまの質問に対する再度答弁を求めます。

○副議長（室谷伊則君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（自席） 再質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、各御自宅での消火器の設置率でございますが、市役所または企業や商業施設等の不特定多数の方々が御利用されます施設につきましては、消防法等で消火器の設置は義務づけられてございますが、個人宅ではまだ設置義務はないとの状況でございます。

そのことから、市または消防組合では設置状況について調査等はしてございませんので、設置率については把握してございません。しかしながら、議員おっしゃりますように消火器につきましては本当に必要であると思ってございます。火災発生時には、初期消火や延

焼拡大を防ぐ対策として必要かと思われますので、答弁させていただきましたとおり、まずは自助の防火対策として個人の命・財産を守るために、一家に一台消火器を備えていただいて、各自の対応をお願いしたいと考えてございますのでよろしくお願い申し上げます。

○副議長（室谷伊則君） 再々質問はありませんか。

〔大谷議員「ありません」という〕

○副議長（室谷伊則君） 以上で、大谷さつき君の一般質問を終わります。

以上で、本定例会の一般質問は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次会は、9月28日金曜日、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（散会 午前11時19分）